

大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（矢田地区）
2 工 事 場 所	大和郡山市 矢田町 地内
3 工 事 期 間	着手の日から令和8年3月19日まで
4 工 事 概 要	鋼製ゲート改修 2箇所（W=4.5m H=1.0m）、開閉装置更新 1式、水密ゴム更新 1式、ブラケット、スポイラ更新 1式、塗装工 1式、仮設工 1式
5 事業担当課	産業振興部 農業水産課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払 金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年7月22日午前9時から正午まで 質問方法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提出先 農業水産課 質問回答日 令和7年7月24日午後1時から開札前日まで 質問回答場所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→ 建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました） にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

特記仕様書

第1条 本工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書〔最新版〕」（以下共通仕様書）、「土木工事施工管理基準〔最新版〕」によるものとする。但し、本工事においては、本特記仕様書と共通仕様書が重複する条件で内容が一致しない時は、本特記仕様書を優先する。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

なお、当該施設は農業用の井堰であり、営農に必要な施設であるため、地元自治会及び沿道耕作者との協議を行ったうえで工事着工するものとする。また、河川工事であるため非出水期にしか施工できない。よって、工事着手は11月上旬頃を予定している。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

(1) 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

(2) 本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

- ① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。
- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
建設発生土	(株)大起環境	0.5km + 13.3km	平日8:00～16:30 土曜8:00～16:00 休止（日曜）	埋立処理

- (3) 建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（2）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。
- (4) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。
なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。
- (5) 建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。
また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。
- (6) 工所用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙 建設発生土受入業者一覧・産業廃棄物処分業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。
- (7) 再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計

画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
矢田町	2名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	開閉装置、大型土のう設置撤去

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

(2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

8. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

9. 各種保険及び退職金制度について

請負業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

第3章 施 工

1. 施工一般事項

特別仕様書による。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

3. コリنز(CORINS) への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第5章 そ の 他

1. 工事用電力施設に関する指示事項

工事期間中に使用する電力設備及び電気料金については、請負者の負担とする。

2. 工事用地等の使用

工事施工に要した土地等については、工事完了後、手直し等がないように請負者の責任において地権者に確認を得るものとする。万一、手直し等を要する場合は請負者の責任において行うものとする。

3. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
 - ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。
 - ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
 - ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
 - ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
 - ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
 - ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
 - チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
 - リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
 - ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
 - ル. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
 - ヲ. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- (2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

令和7年度

農業水路等長寿命化・防災減災事業

(矢田地区)

特 別 仕 様 書

大和郡山市産業振興部農業水産課

第1章 総 則

- 1, 本仕様書は、農業水路等長寿命化・防災減災事業 矢田地区井堰改修工事にかかる一般事項を定めるものである。
- 2, 本工事の施工については、本仕様書に示すほか、農林水産省農村振興局制定「土木工事等共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）ならびに監督職員の指示によらなければならない。
但し、本仕様書と共通仕様書が重複する条項で内容が一致しないときは、本仕様書が優先する。

第2章 工事内容

- 1, 目 的
この工事は、農業水路等長寿命化・防災減災事業の一環として、矢田地区井堰改修工事を施工するものである。
- 2, 工事場所
大和郡山市矢田町地内
- 3, 工事概要

工 種	内 容	単位	数量	備 考
砂原第1水門	扉体、カバー・架台、操作架台塗装替 水密ゴム更新 扉体ブラケット更新 扉体スポイラー更新 油圧ユニット(電動ドライバー方式タンク110 手動ポンプ・自動倒伏回路・ドライバー-2台付) ワイヤーロープ 自動倒伏装置(倒伏バルブ、フロート) 油圧シリンダー 高圧ゴムホース更新	式	1	
砂原第2水門	扉体、カバー・架台、操作架台塗装替 水密ゴム更新 扉体ブラケット更新 扉体スポイラー更新 油圧ユニット(電動ドライバー方式タンク110 手動ポンプ・自動倒伏回路・ドライバー-2台付) ワイヤーロープ 自動倒伏装置(倒伏バルブ、フロート) 油圧シリンダー 高圧ゴムホース更新	式	1	
仮設工	河川仮締切工(大型土のう)	式	1	

- 4, 工事数量
別紙「工事数量表」のとおり

第3章 提出書類

- 1, 承認図書

請負者は契約締結後、必ず現場実測を行った上、既設構造物の状況を把握し速やかに下記の書類を提出し、監督職員の承認を得てから着手するものとする。また、承認後であっても、構造上技術的に当然必要と認められるものについては、変更、もしくは追加すること。

- － 1) 施工計画書
- － 2) 承認図書（承認図書の内容は下記のとおりとする）
 - ・ 設計計算書
 - ・ 重量表
 - ・ 設計図

- 2, 製作・据付に先立ち事前に作成し、監督職員に提出すること。

- － 1) 製作・据付要領書
- － 2) 製作図面
- － 3) 原図・原稿

- 3, 完成図書

工事完成後、速やかに下記書類をファイルし完成図書として2部提出すること。

- － 1) 工事出来高図面
- － 2) 竣工図書（施工図、承認図、工事日誌、工事写真、各種試験成績表、議事録及び指示書、材料検査簿、工程管理、出来高管理等）
- － 3) 各機械設備等の仕様・購入先調書・カタログ等
- － 4) 取扱説明書
- － 5) その他監督職員が必要と認めたもの

第4章 現場条件

- 1, 第三者に対する措置

施工に際しては、振動、騒音、安全対策に十分留意しなければならない。特に資材搬入クレーン搬入に際しては、町道等の一般交通に支障をきたさないようにするとともに安全管理に十分留意すること。

- 2, 関係機関との調整

請負者が工事着手前に行う地権者及び関係官公署等との協議、調整は監督職員の指示を事前に受けるものとする。

- 3, 再生資源の活用運用について

請負者は建設リサイクル法に基づき、再生資源利用計画書（案）の「計画書」を提出し、監督職員の承認を受けなければならない。

4、建設機械の排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和58年2月28日付け58構改D第147号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、または、これと同等の開目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械とみなす。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

対象機種一覧

一般工事用建設機械	備 考
<ul style="list-style-type: none">・バックホウ・ラフテレーンクレーン・発動発電機・電気溶接機	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5Kw~260kw) を搭載した建設機械に限る。

道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

第5章 工事用地等

1、工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

2、地元説明会

請負者は、工事の施工前及び施工中、その他必要な都度発注者が開催する「地元説明会」等で、工事内容、施工時期、環境対策等を説明してその協力を得るよう努めるものとする

第6章 工事用電力

工事期間中に使用する電力設備及び電力料金は、請負者の負担とする。

第7章 工事用材料

- 1, ゲート製作材料及び機器単体品については、使用前に見本、カタログ及び試験成績書等を監督職員に提出し承諾を受けなければならない。
- 2, ゲート製作にあたり承認函を提出し監督職員の承認を得ること。

第8章 施 工

- 1, 現場塗装
3種ケレンを施し、変性エポキシ樹脂を塗布すること。
 - ・変性エポキシ樹脂 4回（下塗り）
 - ・エポキシ樹脂 2回（中塗り、上塗り）また、気温、湿度等に注意し、塗膜厚を管理すること。

塗装仕様

起伏ゲート及び取水ゲート他

工 程	塗料名	回 数	標準膜厚	標準塗膜量	塗装間隔
素地調整	3種ケレン				
下塗り	変性エポキシ樹脂	4	60	24	1～7
中塗り	エポキシ樹脂	1	40	18	1～7
上塗り	エポキシ樹脂	1	40	17	1～7

第9章 安全管理

1, 一般事項

請負者は常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めるとともに下記について十分留意して施工しなければならない。

- (1) 労働安全衛生法の安全に関する諸法令を厳守し、安全衛生に対しては、十分な処置を講ずるものとする。
- (2) 工事の現場及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障をおよぼさないよう適切な処置を講ずるものとする。
- (3) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をするものとする。
- (4) 工事現場に工事関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止等の表示をしなければならない。

- (5) 人身事故、第三者に損害を与えた事故、又は工事の実施に影響を及ぼす事故が発生したときは、遅延なく監督職員に報告すると同時に、関係機関に届け出て必要な処置を講ずるものとする。

2, 安全管理計画の施工計画書等への明記

請負者は、局地的な大雨等による増水に備えるため、安全管理計画を明記した施工計画書等を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図る。

なお、安全管理計画には、以下の(1)～(4)の内容を記載するものとする。

- (1) 現場特性の事前把握
- (2) 工事等の中止基準・再開基準の設定
- (3) 迅速に退避するための対応
- (4) 日々の安全管理の徹底

3, 補償

既設構造物、その他に損傷を与えた場合は請負者の責任で処理すること。

第10章 施工管理

1, 施工管理

請負者は、農林水産省農村振興局制定の「土木工事施工管理基準」及び「施設機械工事等施工管理基準」に準拠し施工管理するものとする。

2, 工事記録写真撮影

ー 1) 一般事項

- ① 工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整備し、工事の完了後又は必要な都度提出しなければならない。
埋設されるヶ所等後日確認できなくなるヶ所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- ② 撮影に当たっては、測点、構造物等の種類、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置、寸法等を表示するものとする。
- ③ 写真はカラー撮影、サービス判を原則とし、写真帳に整理し提出するものとする。

－ 2) 撮影場所

- ①各構造物の基礎の状況、締め固め状況等
- ②埋設物及び周辺の施工状況（その都度）
- ③安全施設の施工状況（適宜）
- ④その他必要と認めたもの及び監督職員に指示されたもの。

第 1 1 章 竣工時の確認等

1, 確 認

工事の完了に伴い、各構造物の施工精度、安全性を監督職員の立会を得て確認しなければならない。

第 1 2 章 条件変更の補足説明

この工事の施行に当たり、自然的、又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない施行条件について予期することが出来ない特別な状態が生じた場合の施行条件の変更に関する主な事項は、次のとおりである。

- － 1) 基礎の地質
- － 2) 掘削土の土質
- － 3) 排水量
- － 4) 地下埋設物の出現

第 1 3 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項、又はこの工事の施行に当たり、疑義が生じた場合は必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第 1 4 章 その他

工事の施工のため付近の建物又は構造物に沈下や損傷を与えるおそれのあるときは、事前に監督職員の立会を受けて必要な調査測量図、写真等の資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(別紙)

令和7年6月1日 以降 建設発生土受入業者一覧

会社名等	受入施設所在地
(株) I.T.O	奈良市南庄町189-1、189-2
吉井建設 (株)	奈良市上深川町655-1他6
森高建設 (株)	奈良市南庄町50～54の各一部及び64-2
(株) さざんかコーポレーション	天理市藤井町962外13筆、田町869-1外4筆 奈良市上深川町657-1の一部外2筆
(株) 大幸土木建設	生駒市高山町2050-2
御所興産 (株)	御所市大字西寺田480
(株) 正光	御所市戸毛1082-1外3
(株) 西隆組	御所市重阪838～841
(有) グリーンパーク	御所市條331
MARS株式会社マルス	奈良県御所市大字重阪 687番1
(株) 東海	御所市内谷117-37
(株) 大起環境	王寺町藤井765番外32筆
佐々竹建設 (株)	桜井市赤尾285,浅古477番1
(株) 中和営繕	桜井市大字高田890番の一部他2筆
(有) 龍田	宇陀市室生深野206-10
松塚建設 (株)	宇陀市菟田野平井323他49筆
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264の一部、内牧85-1
(株) 西岡組	宇陀市大字陀麻生田784-1外8筆
(株) ハクリュウ	宇陀市室生上笠間3664
(株) ササオカ	宇陀市大字陀野依687-1
西峯土木	宇陀市大字陀小附193-1他
東和開発 (株)	御杖村大字桃俣156-1-2
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野稲戸442番地 他
(株) 大國	宇陀市大字陀守道(元上953～955、元下1091-1、1092)の一部 元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
(株) 中家建設	下市町原谷261-2
(財) 北山郷文化保存会	上北山村小椋615-3
(株) ヤマト興産	五條市二見5-1183-1他
(株) 五協	五條市大塔町大字篠原76、78

・ 一覧の発生土受入施設は、奈良県が建設発生土の受入施設として登録し、令和7年6月1日現在、大和郡山市で把握している受入施設である。

